

所 管	1 . 定 款	区 分
管理本部		基本規程

目 次

第1章 総 則	第5章 監査役及び監査役会
商 号・・・・・・・・・・ 1	監査役及び監査役会の設置・・・・・・・・ 4
目 的・・・・・・・・・・ 1	監査役の員数・・・・・・・・・・ 4
本店の所在地・・・・・・・・ 1	監査役の選任・・・・・・・・・・ 4
公告方法・・・・・・・・・・ 1	監査役の任期・・・・・・・・・・ 4
第2章 株 式	常勤監査役・・・・・・・・・・ 5
発行可能株式総数・・・・・・・・ 1	監査役会の招集通知・・・・・・・・ 5
単元株式数・・・・・・・・・・ 1	監査役会の決議の方法・・・・・・・・ 5
単元未満株主の権利制限・・・・・・・・ 1	監査役会の議事録・・・・・・・・・・ 5
株式取扱規程・・・・・・・・・・ 2	監査役会規程・・・・・・・・・・ 5
株主名簿管理人・・・・・・・・ 2	監査役の報酬等・・・・・・・・・・ 5
基準日・・・・・・・・・・ 2	監査役の責任免除・・・・・・・・ 5
第3章 株主総会	第6章 会計監査人
招 集・・・・・・・・・・ 2	会計監査人の設置・・・・・・・・・・ 5
招集権者及び議長・・・・・・・・ 2	会計監査人の選任・・・・・・・・・・ 5
株主総会参考書類等の	会計監査人の任期・・・・・・・・・・ 5
電子提供措置等・・・・・・・・ 2	会計監査人の報酬等・・・・・・・・ 5
決議の方法・・・・・・・・・・ 2	会計監査人の責任免除・・・・・・・・ 5
議決権の代理行使・・・・・・・・ 3	第7章 計 算
議事録・・・・・・・・・・ 3	事業年度・・・・・・・・・・ 6
第4章 取締役及び取締役会	剰余金の配当等・・・・・・・・・・ 6
取締役会の設置・・・・・・・・ 3	中間配当・・・・・・・・・・ 6
取締役の員数・・・・・・・・・・ 3	配当金の除斥期間・・・・・・・・ 6
取締役の選任・・・・・・・・・・ 3	附 則・・・・・・・・・・ 7
取締役の任期・・・・・・・・・・ 3	附 則2・・・・・・・・・・ 7
代表取締役及び役付取締役・・・・・・・・ 3	
取締役会の招集権者及び議長・・・・・・・・ 3	
取締役会の招集通知・・・・・・・・ 3	
取締役会の決議の方法・・・・・・・・ 3	
取締役会の決議の省略・・・・・・・・ 4	
取締役会の議事録・・・・・・・・ 4	
取締役会規程・・・・・・・・・・ 4	
取締役の報酬等・・・・・・・・ 4	
取締役の責任免除・・・・・・・・ 4	

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ホットマンと称し、英文ではHOTMAN Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車用品の買取、販売及び取付
2. 自動車の車検、修理及び塗装等に関する一切の業務
3. レンタカー業
4. 本・ビデオテープ・コンパクトディスク等のレンタル及び販売
5. 自動車の買取及び販売
6. 古物商
7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
8. 百貨店業
9. 遊技場の運営及び管理
10. 不動産の賃貸及び管理
11. くじの販売
12. 倉庫業
13. 複合カフェの運営
14. 飲食業
15. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を仙台市太白区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 7 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 8 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ケ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。
取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第45条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 6 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 4 7 条 当会社は、取締役会の決議によって会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当会社は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

3. 当会社は、会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(中間配当)

第 4 8 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 4 9 条 配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には、利息をつけない。

附 則

昭和50年	1月	1日	施行
昭和54年	11月	27日	改訂
昭和56年	7月	20日	改訂
昭和59年	5月	21日	改訂
平成元年	1月	13日	改訂
平成3年	1月	21日	改訂
平成4年	5月	25日	改訂
平成8年	7月	5日	改訂
平成9年	10月	16日	改訂
平成10年	4月	7日	改訂
平成12年	3月	6日	改訂
平成12年	3月	9日	改訂
平成14年	6月	17日	改訂
平成15年	6月	27日	改訂
平成18年	6月	26日	改訂
平成19年	6月	7日	改訂
平成21年	8月	1日	改訂
平成23年	1月	21日	改訂
平成24年	6月	28日	改訂
平成25年	2月	28日	改訂
平成26年	1月	15日	改訂
平成27年	6月	26日	改訂
平成30年	6月	26日	改訂
令和4年	6月	27日	改訂

附 則 2

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。